

別紙

諮問第1231号、第1261号、第1281号、第1282号、第1284号～第1287号、第1307号～第1312号、第1316号～第1318号、第1325号～第1330号、第1334号～第1339号、第1343号～第1346号、第1349号、第1354号～第1356号、第1373号、第1375号～第1378号、第1381号～第1385号、第1387号～第1389号、第1393号、第1394号、第1396号～第1398号、第1404号、第1407号～第1409号、第1412号～第1414号、第1420号～第1422号、第1426号、第1427号、第1430号、第1431号、第1433号～第1436号、第1448号～第1459号、第1465号、第1499号、第1500号、第1502号、第1522号、第1531号、第1534号

答 申

1 審査会の結論

別表1から5までに掲げる決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

別表1から5までの「請求内容」欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表1から5までの「決定内容」欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

本件各審査請求に係る審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、別表1から5までの「審査請求人の主張」欄に記載のとおりである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表1から5までの「実施機関の主張」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表1から5までに掲げる諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、実施機関から理由説明書を收受し、令和3年10月22日（第222回第二部会）から同年12月24日（第224回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表1から5までに掲げる諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各決定について

実施機関は、本件各開示請求に対し、別表1から5までの「決定日」、「決定内容」及び「対象公文書・非開示理由」の各欄に記載のとおり、開示決定、非開示決定、一部開示決定又は開示請求却下決定を行った。

ウ 本件各決定の妥当性について

(ア) 事案の概要

審査会が、別表1から5までに掲げる事案について、審査請求人の請求内容及び審査請求理由を確認したところ、実施機関、実施機関の職員又は区役所の対応

が、審査請求人の意に沿わないものであった場合において、その根拠又は対応について示した公文書について開示請求したものであることが認められた。

(イ) 別表 1 に掲げる各決定の妥当性について

実施機関は、別表 1 項番 1 から 61 までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表 1 項番 1 から 61 までの「実施機関の主張」欄に記載の説明は首肯することができ、この他に、当該各開示請求に係る公文書の存在を認めるに足る特段の事情も見当たらない。

したがって、当該各開示請求に対し、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(ウ) 別表 2 に掲げる各決定の妥当性について

実施機関は、別表 2 項番 1 から 7 までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、これらが東京都のウェブサイト、都民情報ルーム又は図書館で閲覧が可能な情報であることから、条例 18 条 2 項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するとして開示請求却下決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表 2 項番 1 から 7 までの「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各開示請求に対し、当該各対象公文書を特定し、これらが条例 18 条 2 項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するとして当該各開示請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

別表 2 項番 8 の「請求内容」欄に記載の開示請求については、実施機関において、当該請求内容では公文書の特定ができず、審査請求人に対し請求内容の補正依頼を行っても、請求内容の趣旨を確認できなかったことから、対象公文書の特定ができないことを理由に開示請求却下決定を行ったものであり、審査会が検討したところ、実施機関による「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該開示請求について、対象公文書の特定ができないため当該開

示請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

別表 2 項番 9 の「請求内容」欄に記載の開示請求については、実施機関において、これが実施機関で編集・発行した「みんなの人権」の記載内容の根拠を求めたもので、当該記載が官報に掲載された平成 7 年 12 月 20 日付けの外務省告示第 674 号の内容を基にしたものであり、条例 2 条 2 項 1 号に該当するものであることから、開示請求の対象外の文書であることを理由に開示請求却下決定を行ったものであり、審査会が検討したところ、実施機関による「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該開示請求について、開示請求の対象外であるため当該開示請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

(エ) 別表 3 に掲げる各決定の妥当性について

実施機関は、別表 3 項番 1 から 5 までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表 3 項番 1 から 5 までの「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人の主張からは、審査請求人が主張する内容が当該公文書に含まれていることを認めるに足るものは存しない。

したがって、当該各開示請求に対し、別表 3 項番 1 から 5 までの「対象公文書・非開示理由」欄に記載の公文書を特定し、開示した実施機関の決定は、妥当である。

(オ) 別表 4 に掲げる各決定の妥当性について

実施機関は、別表 4 項番 1 及び 2 の「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、これらが実施機関の外部の研修の受託者が作成した研修用の資料であることから、同欄に記載の理由により、非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表 4 項番 1 及び 2 の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各対象公文書は、条例7条3号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

実施機関は、別表4項番3の「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、これらが審査会の審議資料及び速記録であることから、同欄に記載の理由により、非開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表4項番3の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該各対象公文書は、条例7条5号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 別表5に掲げる各決定の妥当性について

実施機関は、別表5項番1から4まで及び6から13までの「請求内容」欄に記載の各開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、同欄に記載のとおり一部開示決定を行った。

なお、別表5項番2に掲げる決定については、別表5項番4に掲げる決定において、非開示とした部分の一部について、開示とする処分変更を行っていることから、別表5項番4に掲げる非開示部分の妥当性を判断することとする。

審査会が検討したところ、実施機関による別表5項番1、3、4及び6から13までの「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、これらの非開示部分に係る情報は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

別表5項番5については、実施機関において、「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、同欄に記載のとおり一部開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表5項番5の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、これらの非開示部分に係る情報は、条例7条2号本文、3号又は6号に該当し、その内容及び性質から条例7条2号ただし書のいずれにも該当し

ないため、非開示が妥当である。

別表5項番14については、実施機関において、「請求内容」欄に記載の開示請求に対し、「対象公文書・非開示理由」欄に記載のとおり公文書の特定を行い、同欄に記載のとおり一部開示決定を行った。

審査会が検討したところ、実施機関による別表5項番14の「実施機関の主張」欄に記載の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、これらの非開示部分に係る情報は、条例7条3号又は4号に該当するため、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子